

改正案	現行
<p>（出資の認可の申請）</p> <p>第二条 国立大学法人は、<u>法</u>第二十二條第二項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 出資先の名称、住所又は居所及び代表者名（出資先が投資事業有限責任組合である場合にあつては、当該投資事業有限責任組合の名称及び事務所の所在地並びに無限責任組合員の氏名又は名称及び住所）</p> <p>二 出資に係る財産の内容及び評価額</p> <p>三 出資を行う時期</p> <p>四 出資を必要とする理由</p> <p>五 その他文部科学大臣が必要と認める事項</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 出資先の定款その他の基本約款（出資先が投資事業有限責任組合である場合にあつては、当該投資事業有限責任組合の組合契約書）又はこれに準ずるもの</p> <p>二 出資先の貸借対照表、損益計算書その他の財務に関する書類</p> <p>三 その他文部科学大臣が必要と認める書類</p> <p>3 （略）</p> <p>4 <u>第一項及び第二項の規定は、指定国立大学法人が法第三十四條の五第二項の認可を受けようとする</u></p>	<p>（出資の認可の申請）</p> <p>第二条 国立大学法人は、<u>国立大学法人法</u>第二十二條第二項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 出資先の名称、住所又は居所及び代表者名（出資先が投資事業有限責任組合である場合にあつては、当該投資事業有限責任組合の名称及び事務所の所在地並びに無限責任組合員の氏名又は名称及び住所）</p> <p>二 出資に係る財産の内容及び評価額</p> <p>三 出資を行う時期</p> <p>四 出資を必要とする理由</p> <p>五 その他文部科学大臣が必要と認める事項</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 出資先の定款その他の基本約款（出資先が投資事業有限責任組合である場合にあつては、当該投資事業有限責任組合の組合契約書）又はこれに準ずるもの</p> <p>二 出資先の貸借対照表、損益計算書その他の財務に関する書類</p> <p>三 その他文部科学大臣が必要と認める書類</p> <p>3 前二項の規定は、<u>大学共同利用機関法人が法第二十九條第二項の認可を受けようとするときについて準用する。</u></p> <p>3 （新設）</p>

きについて準用する。

(国立大学の附属の学校)

第四条 法第二十三条の規定により別表第二の上欄に掲げる国立大学に附属して設置される幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(以下「附属学校」という。)は、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

2 (略)

3 (略)

(土地等の貸付けの認可の申請)

第九条の二 国立大学法人等は、法第三十四条の二の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

一 当該国立大学法人等が貸し付ける土地等(次項において「土地等」という。)の所在地

二 当該貸付けの方法及び期間

三 その他文部科学大臣が必要と認める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 土地等の貸付けに関する規程

二 土地等の配置及び規模を示す図面

三 当該貸付けに係る契約の契約書案

四 その他文部科学大臣が必要と認める書類

(余裕金の運用の認定の申請)

第九条の三 国立大学法人等は、法第三十四条の三第一項の認定を受けようとするときは、同条第二項に

(国立大学の附属の学校)

第四条 法第二十三条の規定により別表第二の上欄に掲げる国立大学に附属して設置される幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(以下「附属学校」という。)は、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

2 附属学校の名称は、別表第二の上欄の国立大学の

3 名称に同表下欄の学校の名称を附したものとす。

(略)

(新設)

(新設)

規定する運用（次項及び次条において「運用」という。）を行う体制に関する事項その他文部科学大臣が必要と認める事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

2| 前項の申請書には、当該国立大学法人等の運用に関する規程その他文部科学大臣が必要と認める書類を添付しなければならない。

（業務上の余裕金の要件）

第九条の四 第三十四条の第三項の文部科学省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一| 運用を目的とする寄附金又はこれに準ずる寄附金を原資とする部分であること。
- 二| 寄附金の運用により生ずる利子その他の運用利益金を原資とする部分であること。
- 三| 当該国立大学法人等が寄附を受けた動産又は不動産の使用、収益又は処分により得られる金銭を原資とする部分であること。

（指定国立大学法人の指定の公表）

第九条の五 第三十四条の第三項の規定による公表は、次に掲げる事項について行わなければならない。

- 一| 法第三十四条の四第一項の規定による指定（以下この項において「指定」という。）を受けた指定国立大学法人の名称
 - 二| 当該指定国立大学法人が指定を受けた日
 - 三| 当該指定国立大学法人が指定を受けた理由
- 2| 前項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（新設）

（新設）

別表第二（第四条関係）

(略)	京都教育大 学	(略)	福井大学	(略)	横滨国立大 学	(略)	国立大学
	附属幼稚園、附属桃山小学校、附属桃山中学校、附属京都中学校、附属高等学校、附属特別支援学校		教育学部附属幼稚園、教育学部附属特別支援学校		教育学部附属鎌倉小学校、教育学部附属横浜小学校、教育学部附属横浜中学校、教育学部附属特別支援学校		附属学校

別表第二（第四条関係）

(略)	京都教育大 学	(略)	福井大学	(略)	横滨国立大 学	(略)	国立大学
	附属幼稚園、附属京都小学校、附属桃山小学校、附属京都中学校、附属桃山中学校、附属高等学校、附属特別支援学校		教育学部附属幼稚園、教育学部附属小学校、教育学部附属中学校、教育学部附属特別支援学校		教育人間科学部附属鎌倉小学校、教育人間科学部附属横浜小学校、教育人間科学部附属横浜中学校、教育人間科学部附属特別支援学校		附属学校